

災害見舞金制度実施要綱

全国社会福祉法人経営者協議会

(趣 旨)

1. この制度は自然災害等により被害を受けた会員法人に対し、別表に定める「災害見舞金」を贈り、もって相互扶助に資することを目的とする。

(対象災害の種類)

2. 対象とする災害は以下のとおりとする。
 - ・ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用災害。

(見舞金の範囲)

3. 以下の場合について見舞金を贈ることができる。
 - (1) 施設建物並びに建物付属設備への被害。とくに、建物付属設備については、施設運営上不可欠な設備とする。
 - (2) 当該災害が直接的な原因となって、施設内において法人役職員および施設利用者が死亡した場合。

(会 計)

4. 経営者協議会災害見舞金事業については、他の事業と区分して経理を行うものとする。
5. 本災害見舞金事業の資金は、経営者協議会運営一般事業経理区分より繰入れるものとする。

(実 施)

6. 別に定める基準により見舞金の交付をする。

(運 営)

7. 経営協総務委員会がその運営にあたる。
 - (1) 別表の見舞金の額は実情にあわせ増減することができる。
 - (2) 本要綱に定めのない事項についてはその都度協議する。

(見舞いの手続き)

8. 災害見舞いの実施にあたっては、被災後1年以内に、都道府県経営協会長の内申により総務委員長が決定する。内申書の様式は別添のとおりとする。

附 則

1. 本要綱は昭和62年4月1日より実施する。
2. 平成11年3月10日一部改正。
3. 平成14年5月8日一部改正。
4. 平成29年3月16日一部改正。

(別表) 災害見舞金基準 (1件につき)

	被害の種類および被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上 500万円未満 500万円以上1000万円未満 1000万円以上	5万円 10万円 15万円
2	法人役職員・入所者死亡被害 ※生花代を贈り弔意を示す	1人あたり 3万円

(注) 1 法人の被害が複数 (施設・人) に及ぶ場合、1 法人あたりの見舞金額上限は15万円とする。

(別添)

<内申書様式例>

平成 年 月 日

全国社会福祉法人経営者協議会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇県社会福祉法人経営者協議会

会 長 ○ ○ ○ ○ (印)

災害見舞いの内申について

この度、台風〇号による局地的豪雨により、本県内の全国社会福祉法人経営者協議会会員法人が被害を受けましたので、下記のとおり被害状況をご報告するとともに「災害見舞金」の送金について内申いたします。

記

1. 被災法人及び被災状況

法人名 および連絡先	被災施設名 および住所	被害状況	被害額 (千円)
〇〇〇会 TEL. FAX.	特別養護老人ホーム 〇〇園 〇〇市〇〇町〇ー〇	浸水により一部居室が使用不能となり、入所者が近隣施設等への避難を余儀なくされた。 ・床上浸水による床材の交換 ・壁の一部補修	2,000 500 <hr/> 計 2,500

2. 見舞金の振込先

振込先口座 ○〇〇〇銀行 △△△支店 普通 # ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
社会福祉法人 ^{ふりがな}〇〇〇会 ^{ふりがな}理事長 ^{ふりがな}□□ ^{ふりがな}□□